平成３０年（フ）第１３号
和歌山市雄松町５丁目10番地　グレース雄松団地308号
債務者　塩谷　輝彦
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１６号
和歌山市松島592番地４
債務者　栗栖　伴実
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２２号
和歌山市善明寺417番地４
債務者　石井　敬子（旧姓芝）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２４号
和歌山市和歌浦西２丁目３番１号
債務者　田口　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２７号
和歌山県有田郡有田川町大字徳田225番地16
債務者　太田　　智
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５３号
愛知県蒲郡市拾石町五反田１番地１　ウィット拾石Ｂ－205
債務者　廣中亜沙美
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第６４７号
大阪府池田市豊島南２丁目６番７号　ＡＵＲＥＡ102、前住所兵庫県西宮市名塩平成台５番地12
債務者　増田　　勉
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８３８号
大阪市淀川区木川西４丁目３番35号　ハイムタイヨーⅡ　4005号
債務者　吉川孝太郎
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８８０号
大阪府東大阪市箱殿町10番18号
債務者　山田　澄子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９２７号
大阪市浪速区稲荷１丁目５番20―703号
債務者　鮫島恵美香（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９４号
静岡市駿河区新川１丁目13番12号　Ｔ－ｓｔｙｌｅ新川103、旧住所静岡県島田市金谷東２丁目1249番地の１
債務者　進士　健吾
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８１号
栃木県宇都宮市鶴田町1742番地３
債務者　西村　道晴
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第８２号
岡山県倉敷市児島小川10丁目３番４－２号
債務者　松坂こずえ
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３号
大分県杵築市山香町大字立石2201番地４
債務者　平野　清美
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後３時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成３０年（フ）第１６３４号
東京都八王子市松木３－１－108
債務者　木本智佐子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６３５号
東京都品川区二葉４―13―16、住民票上の住所東京都品川区二葉３丁目１―13　兼子方
債務者　小松茂枝子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部